



# 森林経営管理制度

(全般・経営管理意向調査)

# はじめに（森林・林業のサイクル）

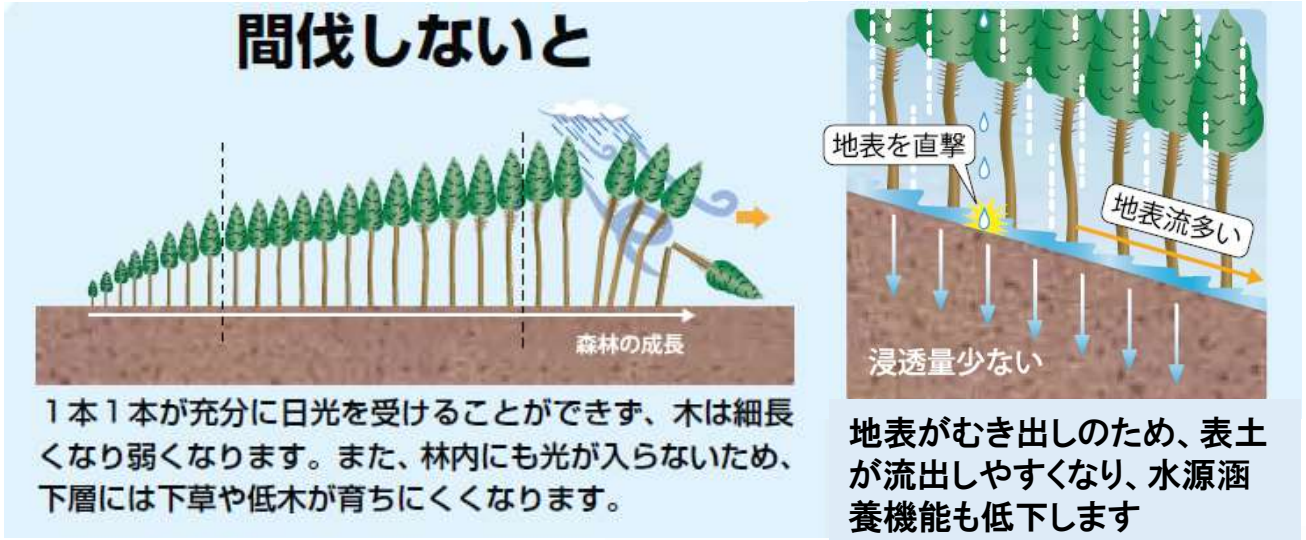
事務の手引 1

森林は、適切に経営管理を行うことで、木材生産のほか、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵

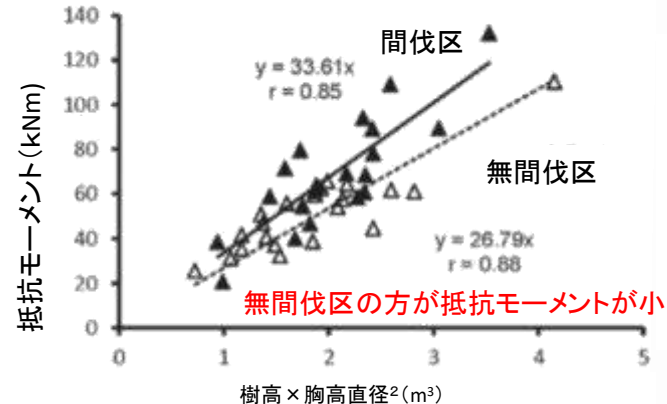


# (参考) 森林整備の必要性について

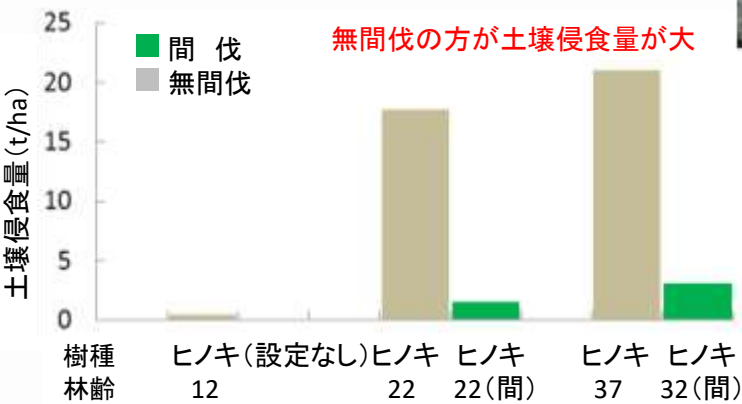
- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵。
- 一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は失われることから、適時適切な手入れが必要。



**山崩れや風倒被害が発生**



間伐区と無間伐区と比較 1)



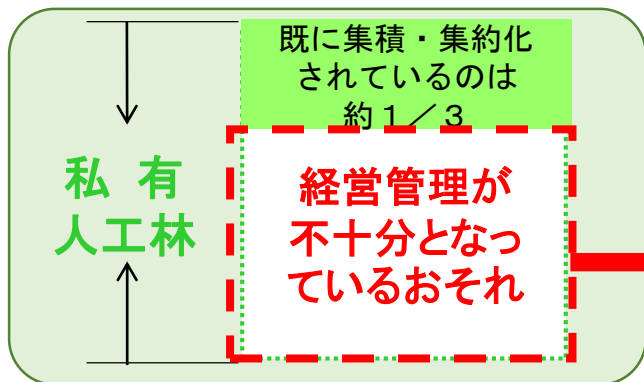
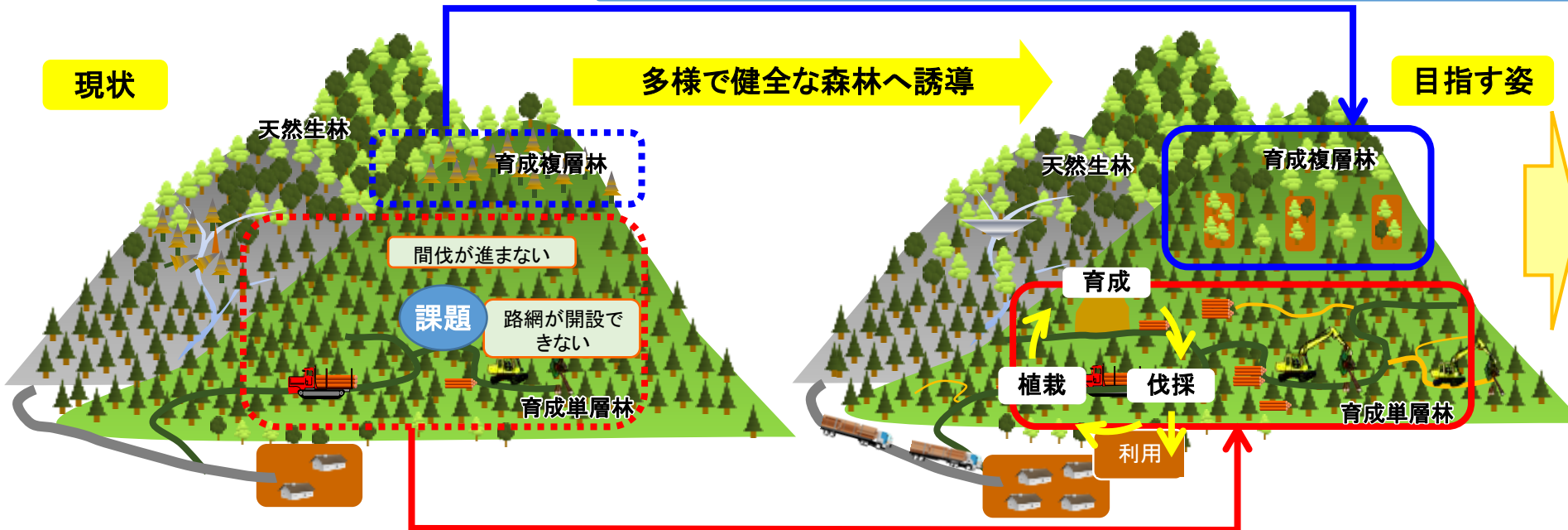
間伐による土壤侵食量の違い 2)

1) 藤堂千景ほか 2015. 間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響. 日本緑化工学会誌41(2)より作成  
2) 北原曜 2008. 人工林の荒廃で土砂が川に流れ込む. 恩田裕編「人工林荒廃と水・土砂流出」岩波書店より作成

# (参考) 森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

## ○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導。

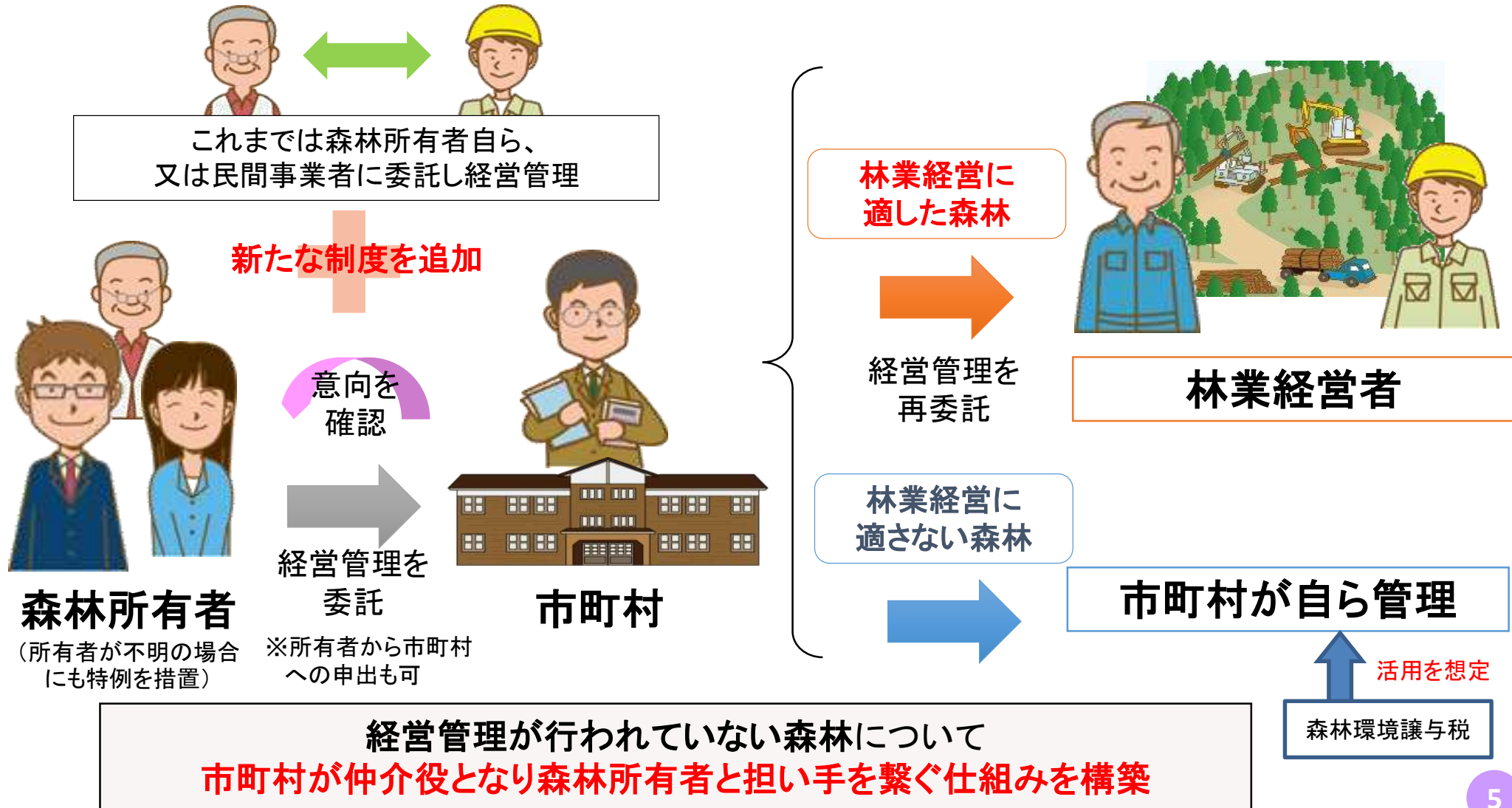


自然条件などが良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

従来の取組に加え、  
新たな制度も活用し整備

# 森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



### 【森林所有者】

その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、**経営管理**を行わなければならない。

市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに、伐採、造林及び保育を実施することです。そのため、森林所有者は標準伐期齢以上を目安として適切と考える時期に伐採を実施し、適確な更新を図るために適切な時期に造林、保育を実施することで経営管理を行う必要があります

### 【市町村】

その区域内に存する森林について、**経営管理**が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

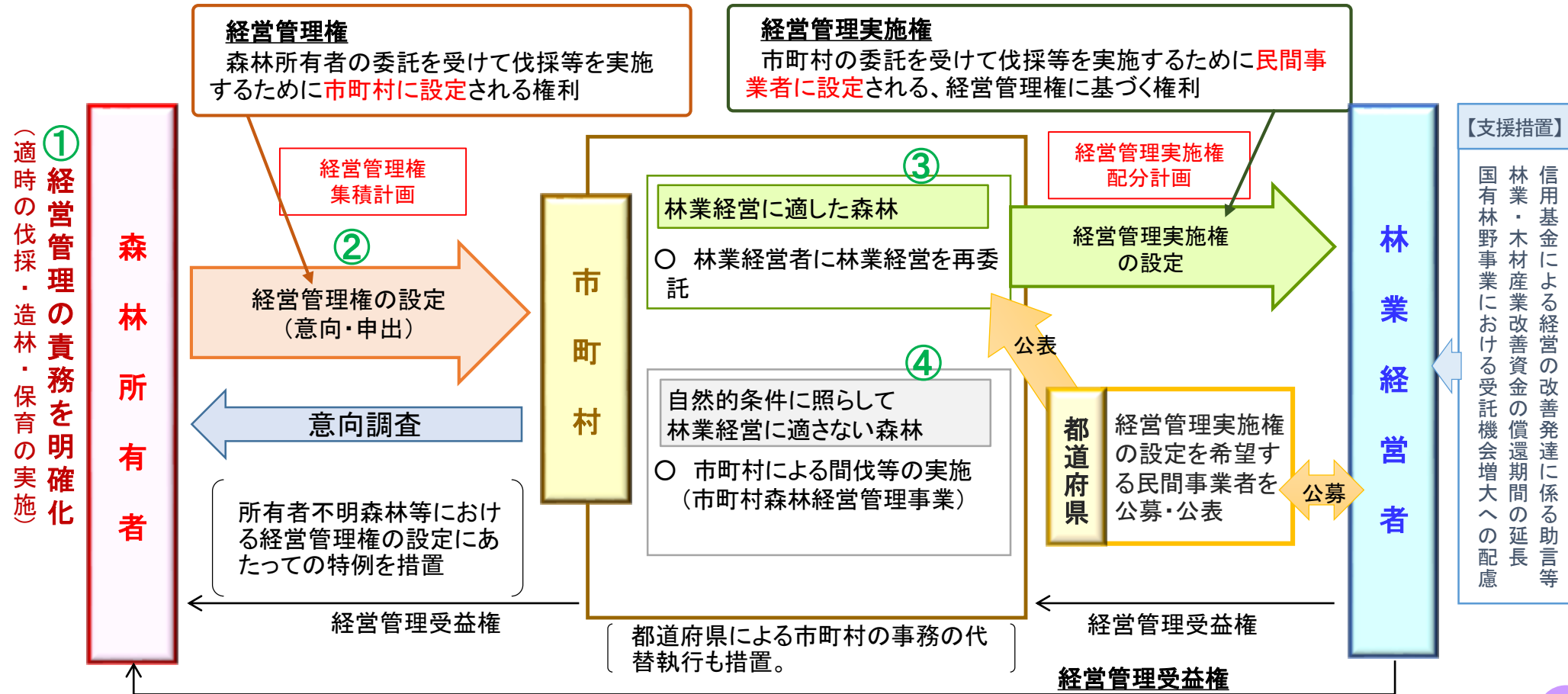
法に基づいて経営管理意向調査を実施し、経営管理権集積計画の作成及び公告により森林所有者から経営管理権を取得し、経営管理実施権配分計画の作成及び公告により民間事業者に経営管理実施権を設定する又は自ら経営管理を行う等、その区域内の森林において経営管理が行われるよう市町村が講じる措置のことをいいます。

# 森林経営管理制度等により期待される効果

<p>市町村 (地域全体)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 意向調査を通じた、<u>地域の森林の所有者情報等の把握・確認</u>。</li><li>○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され</u>、土砂災害等の発生リスクが低減し、<u>地域住民の安全・安心に寄与</u>。</li><li>○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた<u>森林が経済ベースで活用され</u>、<u>地域経済の活性化に寄与</u>。</li><li>○ 新たに森林整備に携わる人が増え、<u>定住人口の増加が期待される</u>ほか、森林(木材)を活用した<u>新たなビジネスチャンス</u>を創出。</li></ul>
<p>森林所有者</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる</u>。</li><li>○ 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待</u>できる。</li></ul>
<p>地域の 林業経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能</u>となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</li><li>○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり</u>、<u>間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施</u>できる。</li></ul>

# 森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

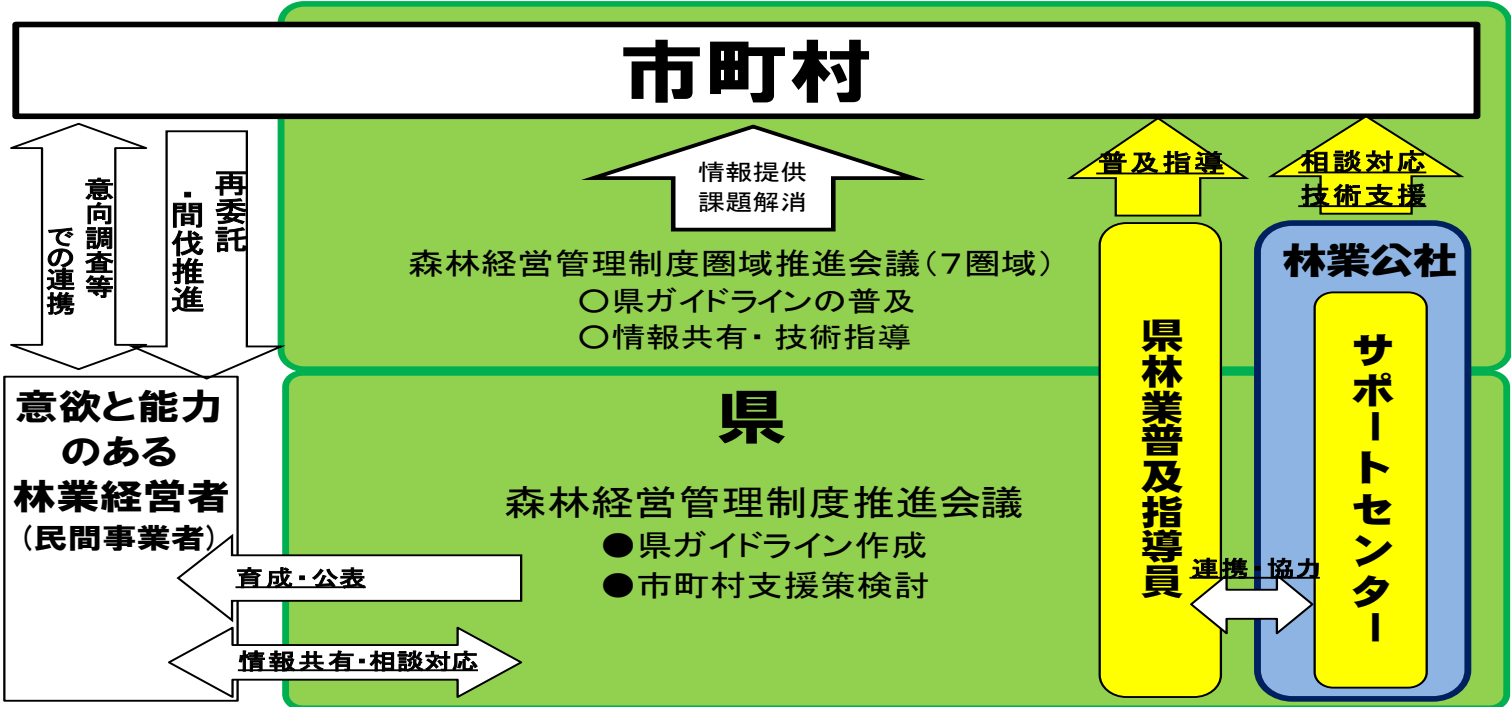




# 宮城県市町村森林経営管理サポートセンター

平成30年度に「森林経営管理制度推進会議」及び各地方振興事務所（地域事務所）単位に「圏域推進会議」を設置。圏域推進会議では、各市町村に対し、ガイドラインを用いて制度の普及と定着を推進していく。なお、運用の中で生じた新たな課題等については、必要に応じて推進会議でガイドラインに反映しながら、現場の声に寄り添った市町村支援を推進していく。

また、平成31年度に、（一社）宮城県林業公社内に、新たに市町村の相談対応や技術指導を担う「宮城県市町村森林経営管理サポートセンター」を設置し、各種相談への対応や、技術的観点から見た森林整備のノウハウ等について市町村を支援していく。

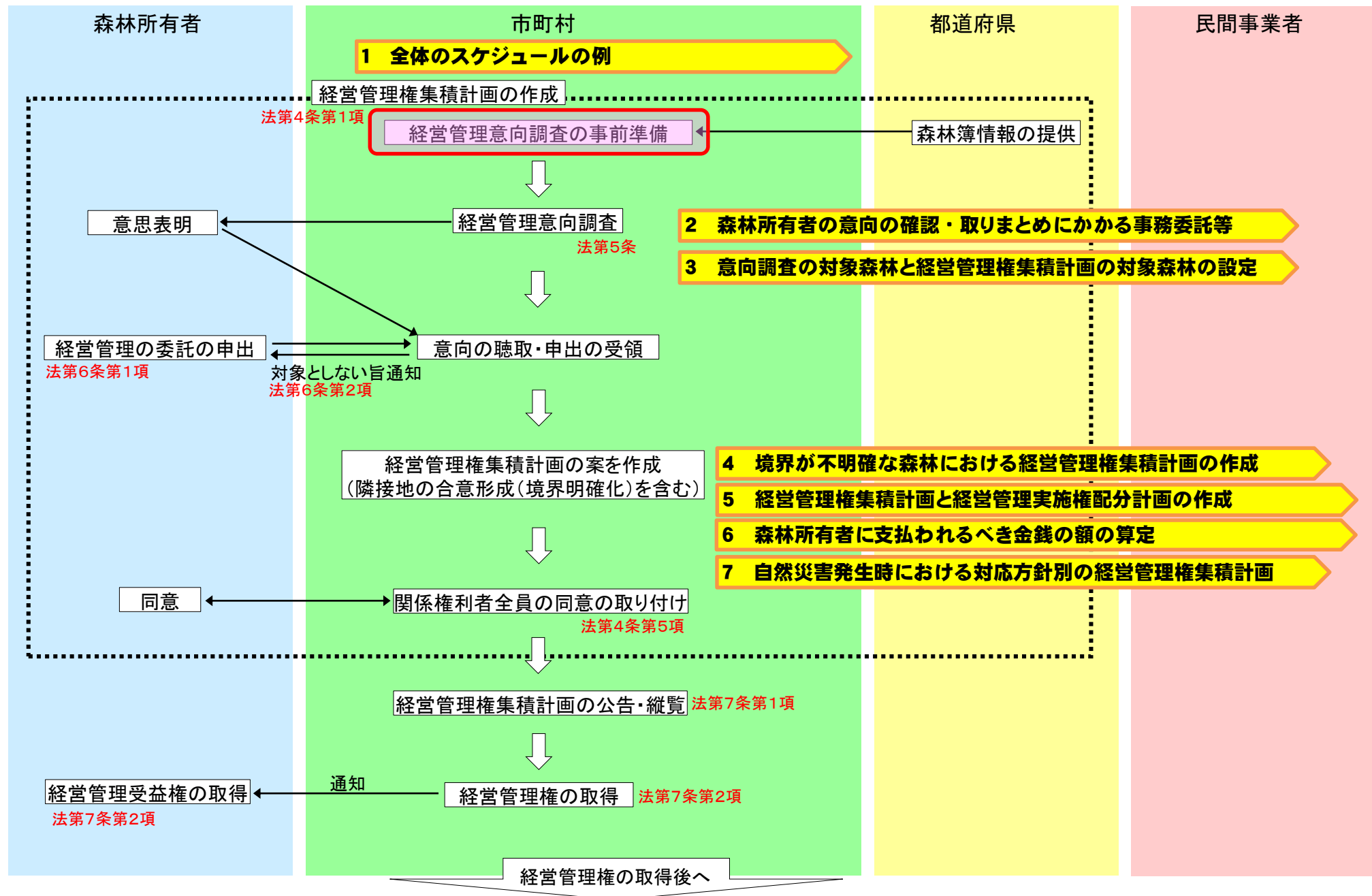


管内の森林を手入れしたいなあ。専門的な助言がほしい。

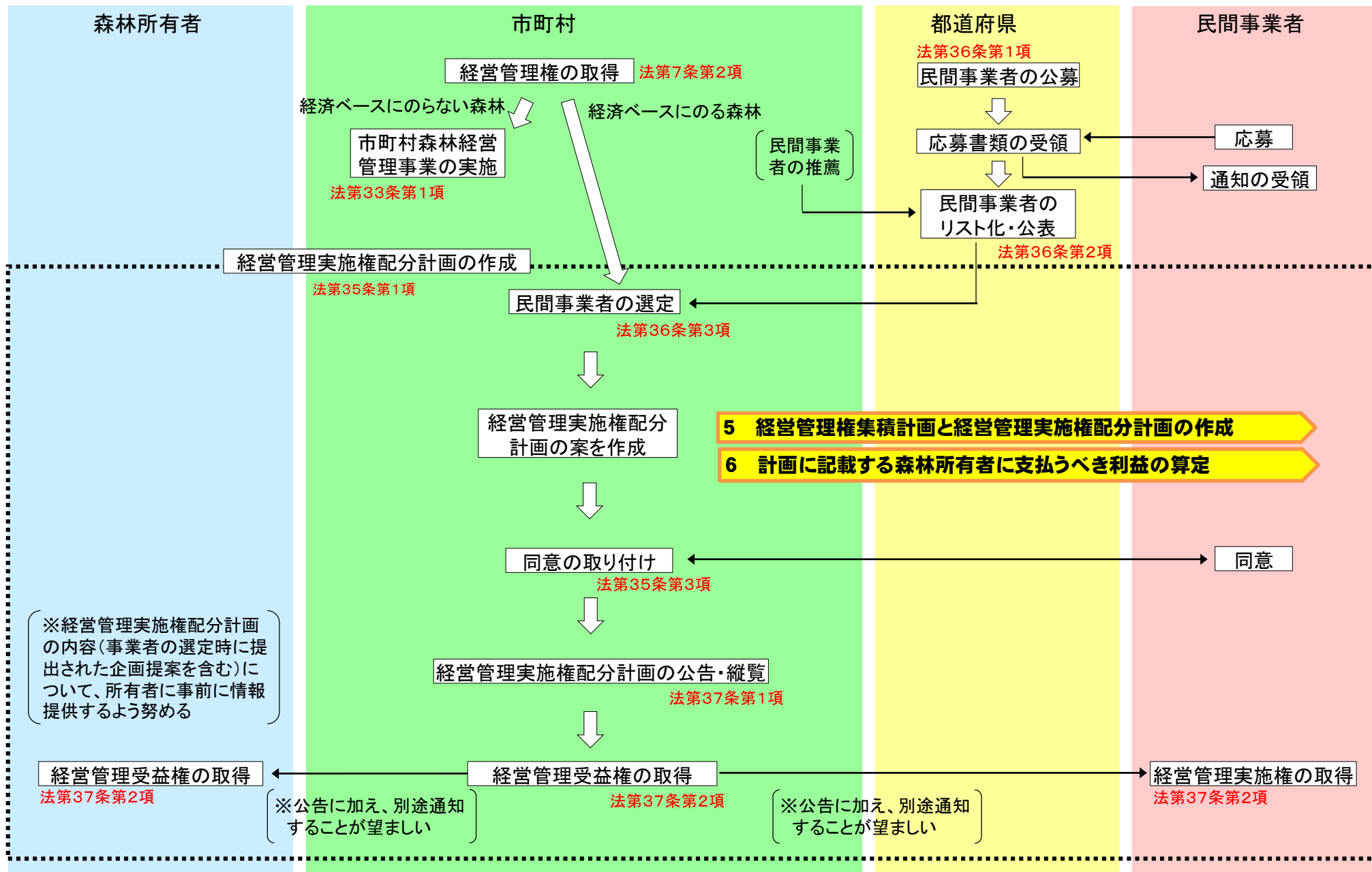


市町村

# 森林経営管理制度にかかると基本的な事務の流れ①（経営管理権の取得まで）



# 森林経営管理制度にかかると基本的な事務の流れ②（経営管理権の取得後）



# 1. 森林経営管理制度の事務（主な流れ）

森林経営管理制度の推進方向の検討(事前準備)

- 管内の森林の経営管理の状況を把握
- 森林経営管理制度の対象森林の検討
- 中長期的な推進方向、スケジュールの検討
- 推進体制の構築

経営管理意向調査(意向調査)の実施

所有者からの申出の受付

所有者の探索

森林所有者等との合意形成 → 経営管理権集積計画(集積計画)の策定

現地調査の実施、事業費の積算

企画提案の公募 → 林業経営者と合意形成

市町村森林経営管理事業の発注  
(市町村自ら経営管理を実施)

経営管理実施権配分計画(配分計画)の策定  
(林業経営者への再委託)

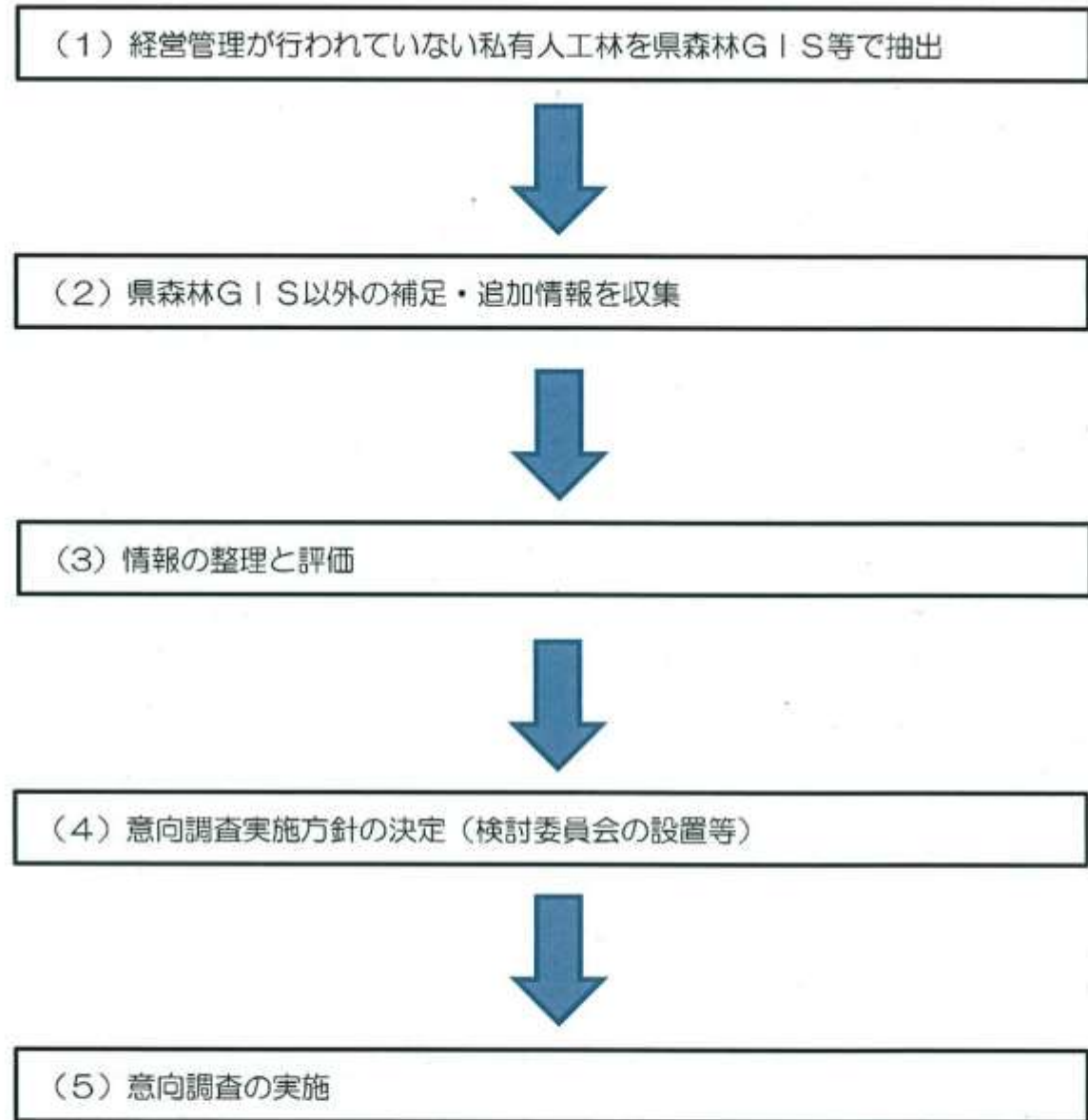
# 意向調査のフロー

## 【基本的な考え方】

市町村は、経営管理の状況や地域の実情等から市町村内森林の経営管理権を集積する必要があると認める場合、経営管理権集積計画を定め、当該森林の経営管理等を行うよう努めなければなりません。

（森林経営管理法第3条・第4条）

その際、該当する森林所有者に対し、経営管理意向調査を実施することとなります。（森林経営管理法第5条）



# (参考) 意向調査を行う前のチェックリスト

意向調査を行う前に、必要な準備作業を行ったか確認します。

## 1. 森林の状況を把握しよう

- 必要な森林情報は収集しましたか？  
「森林情報を集めよう」
- 施業履歴を確認しましたか？  
「森林経営計画や施業履歴を確認しよう」
- 森林の所有者情報を確認しましたか？

## 2. 森林の情報を整理し、意向調査の対象森林を抽出しよう

- 施業履歴等を森林計画図に書き込みましたか？
- 森林毎に施業履歴や所有者をリスト化しましたか？

## 3. 意向調査の優先順位を決定しよう

- 対象森林をエリア分けしましたか？
- 意向調査の優先順位は決めましたか？

## 2. 準備① 森林の状況を把握

- 区域内の経営管理が行われているか、森林所有者は誰かなど、森林情報を把握しましょう
- 森林情報には、市町村の林地台帳のほか、都道府県に森林簿や森林計画図等があります
- 都道府県が整備した森林GISで施業履歴や所有者情報を網羅的に確認することも有効です

### 作業フロー図

Step  
1

#### 森林情報を集めよう

区域内の森林の状況を把握するため、都道府県が備える森林簿や森林計画図、市町村の林地台帳などの情報を集める

Step  
2

#### 森林経営計画や施業履歴を確認しよう

区域内の森林について、森林経営計画が策定されているか、過去の施業情報を集めるため、森林簿や補助事業の実績等を確認する

施業履歴が無い場合 手引2-3-3

Step  
3

#### 森林の所有者情報を確認しよう

区域内の森林について、所有者を林地台帳等で確認する

### 集める情報

#### 1. 森林情報を集めよう

<input type="checkbox"/> 森林簿	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林計画図	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林GIS〔クラウド〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 林地台帳	市町村
<input type="checkbox"/> 市町村森林整備計画	市町村

#### 2. 施業履歴を確認しよう

<input type="checkbox"/> 施業履歴 〔森林簿、補助事業の実績〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林経営計画書	市町村

#### 3. その他

## 2. 準備② 意向調査の対象森林を検討

- 森林簿や林地台帳等から収集した森林情報を整理し、意向調査の対象となる森林を抽出しましょう
- 対象森林を図示化したり、対象者をリスト化し、検討を進める資料を作成しましょう

### 作業フロー図

#### 森林情報をもとに対象森林を抽出

Step  
**1**

#### 施業履歴等を森林計画図等に記載

収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等書き込むことで、**経営管理が行われていない森林**を図面に明示

Step  
**2**

#### 施業履歴や所有者をリスト化

施業履歴や森林の**所有者情報等**をリスト化して、どの森林が意向調査を行いやすいか等を明らかに

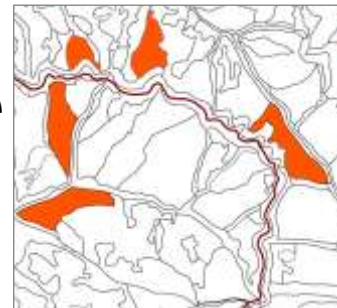
①私有林の人工林



②森林経営計画なし



③過去10年程度施業履歴なし



意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積 (ha)	林種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報
	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林 スギ	40	H2200H	有 R2終了	●●氏 ●●市	共有林 ▲▲氏 ▲▲市
	"	123	12	18		"	40	H2200H	無	●●氏 ●●市	共有林 ▲▲氏 ▲▲市
	"	124	13	17	2.5	"	60	無	無	●●氏 ●●市	-
	"	124	13	18		"	30	H1500H	無	●●氏 ●●市	-
	"	125	14	17	1.0	"	41	H2900H	有 R4終了	●●氏 ●●市	-
	"	126	15	17	1.2	"	42	H2500H	無	●●氏 ●●市	-
	"	127	16	20	1.5	"	45	H2400H	無	-	-



## 2. 準備③ 優先順位、中長期スケジュールの検討

- 効率的・効果的に意向調査を進めるため、意向調査の候補となる森林を一定のエリアに分け、**優先順位をつけましょう**
- 優先順位を決定する際には、都道府県の出先機関、森林総合監理士、森林組合、事業者等と連携するとともに、地域住民の意見を踏まえて検討することが有効です
- 優先順位は、間伐遅れの解消や人工林資源の活用など、**地域の実情に応じて決定しましょう**
- まずはモデル地区を設定し、優先的に取り組んでみるのも一案です

### 作業フロー図

Step  
**1**

#### 対象森林をエリア分け

- ・意向調査の候補となる森林を抽出し、整理した森林情報をもとにエリア分けします。
- ・施業の間隔を踏まえ、15年を目安として、管内全域の意向調査を実施することとします。

(エリア分けの例)

- ① 林班単位
- ② 小流域単位
- ③ 集落単位
- ④ 大字単位 等

Step  
**2**

#### 意向調査の優先順位を決定

地域の実情に応じて、優先して意向調査をする森林（区域）を決定し、意向調査の実施時期を計画する。

(優先して意向調査をする森林の例)

- ① 過去10年間施業が行われていない森林
- ② 森林経営計画が策定されていない森林
- ③ 人工林資源が多い（まとまっている）森林
- ④ 林道から近い森林
- ⑤ 森林経営計画が策定されている周辺の森林

〔森林所有者から経営管理を委託したい旨の申出があった森林の周辺も候補として検討〕

# 森林情報の整理と評価

県ガイドライン：P13

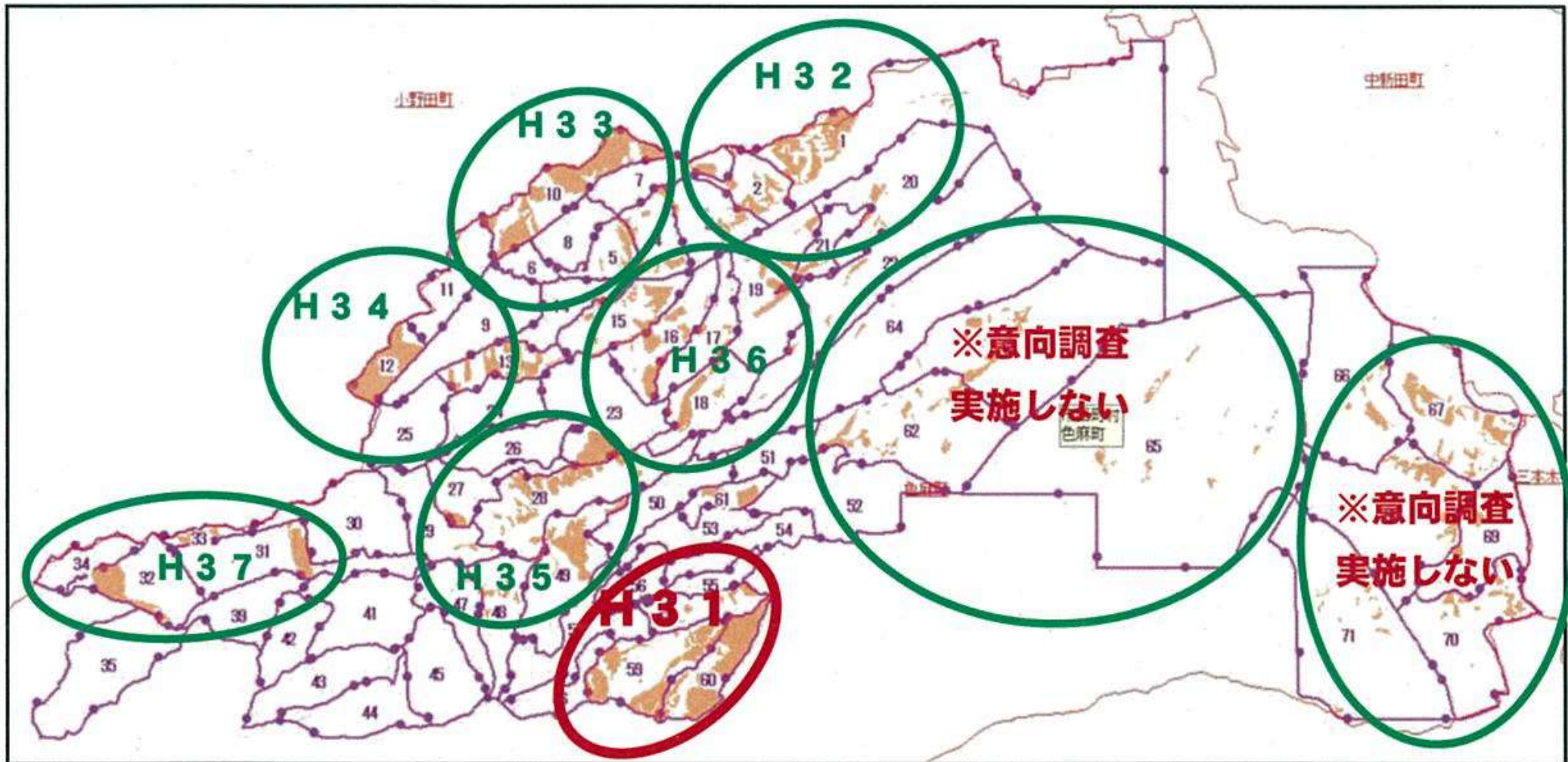
対象候補森林面積が大きい市町村は、意向調査を複数年度で実施することが想定されます。その場合、以下の状況等を勘案しながら、おおまかにエリアを分け、エリア毎に情報を整理し、評価します。

## 【評価の例】

- ① 間伐が遅れている
- ② 人工林資源の多い森林や林道の近接地等、効率的・安定的に経営管理を行うことができる「まとまり」がある
- ③ 森林経営計画対象森林に介在又は隣接
- ④ 森林所有者から市町村での経営管理権の設定の申出のあった森林の周辺
- ⑤ 森林所有者情報の整理状況 ※林地台帳の精度含む
- ⑥ 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無
- ⑦ 路網整備の状況や見通し
- ⑧ 緊急性（災害発生（危険）箇所等）
- ⑨ その他地域の実情

# 【エリア分け・優先順位のイメージ】

平成31年度～平成37年度までの7年間とした例



## 意向調査地区の決定(優先順位付け)

- 私有人工林面積の大小
- 森林経営計画、施業履歴の有無
- 林道、集落からの距離、所有者の在村・不在村等

・森林簿  
・林地台帳  
・GIS  
・地域の関係者と連携

## 森林経営管理制度の周知

- 説明会(座談会)の開催
- 広報の活用
- パンフレット等の作成

## 意向調査の実施

- 意向調査票の送付
- 問合せへの対応
- 回答の督促

### 具体例

- 1.秋田県大館市；市で職員を雇用し、市自ら意向調査等を実施
- 2.静岡県小山町；コンサルに意向調査から集積計画案の作成を委託
- 3.三重県津市；旧町村単位で幅広く意向調査を実施（森林組合に委託）し、説明会では事前アンケートを実施
- 4.徳島県那賀町；町内全域で一斉に事前調査を実施した後、順次地区ごとに詳細調査を実施

## 意向調査結果の整理

- 意向調査票の回収・集計
- 意向調査結果の分析
- 集積計画の策定の検討

### 【参考】森林所有者から林野庁への問合せ

- ・役場から資料が届いたがこれは何か（インターネット検索し、林野庁HPにたどり着き電話してくる）
- ・費用負担のことが何も書かれていないのに、市町村に預けませんかと言われてもねえ...

➡ 説明会の開催や資料送付で、しっかりと説明を

- 森林経営管理法に基づく「意向調査」というためには、次の**3点を満たす必要**があります
- その上で、問や選択肢は、各地域の考えに基づいて調整して構いません
- 事前調査と本調査というように、二段階で実施することも可能です

## 意向調査票

(施行規則第3条を参照)

### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無の確認) など

### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

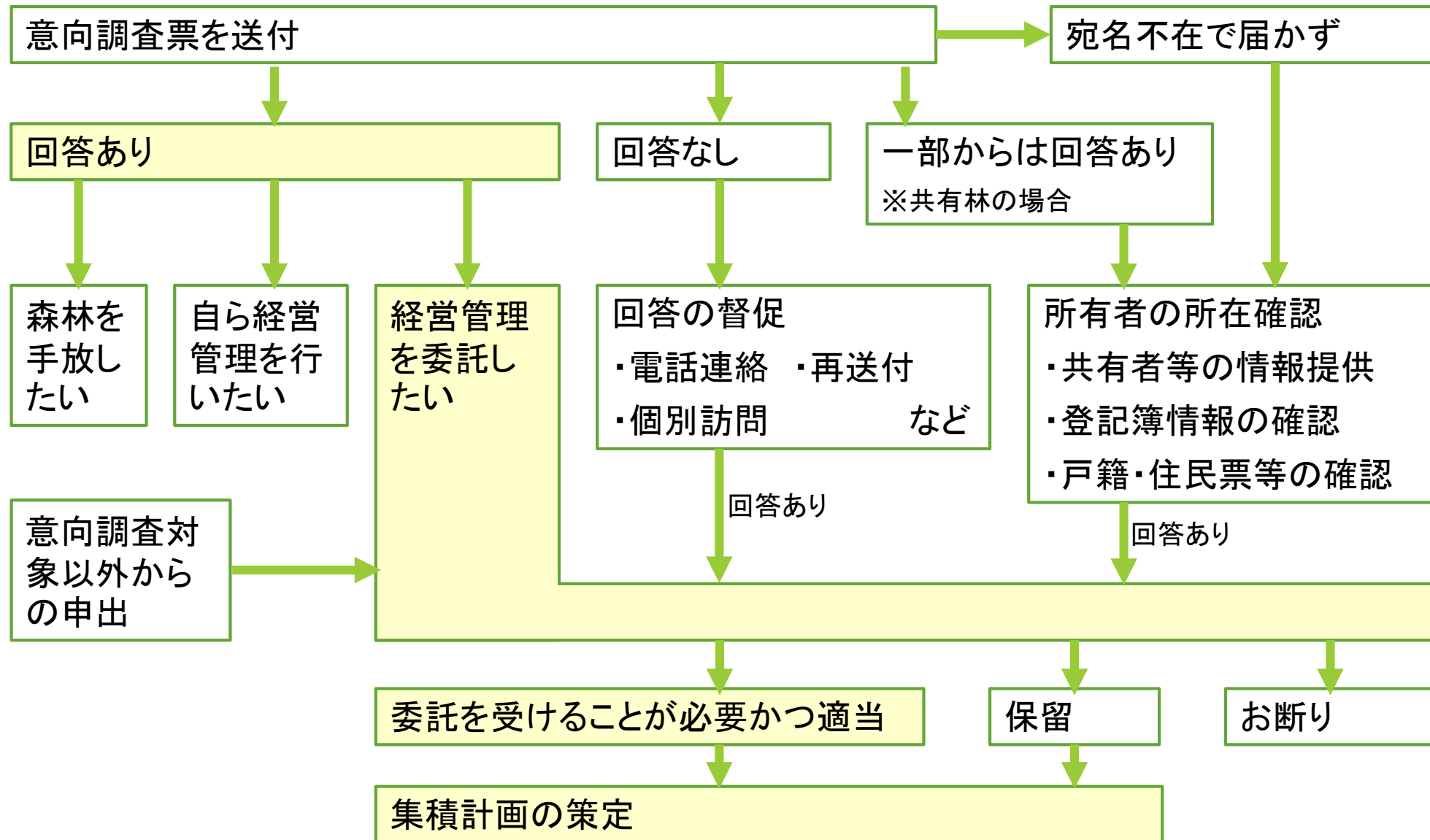
- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

### 3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など



# 5. 意向調査結果を踏まえた対応



# まずは森林所有者の意向調査から

## Step1

所有者への経営管理  
意向調査の準備

### ● 地域の実情を踏まえた意向調査対象森林の設定

- ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業者、自治会関係者等と連携し、経営管理が行われていない、所有者情報等が一定程度整理された森林から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象森林を設定します（15年以内に市町村域内の対象森林を調査することを目安とする）。

## Step2

意向調査の実施

### ● 地域の協力を得て意向調査を実施

- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。
- ・ ダイレクトメールの発送のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー（民間事業者）、自治会関係者等と連携し、集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。

## Step3

意向調査結果を  
踏まえた対応

### ● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者を含む関係権利者全員との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。

### ● 所有者自らが経営管理を行う場合

- ・ これまでどおり、所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援します。

### ● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合

- ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。
- ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。

### ● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりませんが、市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者に紹介するなどの対応が考えられます。